

佐賀県告示第二百四十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十三年八月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

- 一 起業者の名称 学校法人清風学園
- 二 事業の種類 学校法人清風学園嘉瀬幼稚園（仮称）整備事業
- 三 起業地

- (一) 収用の部分 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字十五字一本黒木籠地内
- (二) 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

- (一) 法第二十条第一号の要件への適合性

申請に係る事業は、佐賀県佐賀市嘉瀬町大字十五字一本黒木籠地内における五千三百五十八平方メートルの土地を起業地とする学校法人清風学園嘉瀬幼稚園（仮称）整備事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校の移転改築事業であり、法第三条第二十一号に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

- (二) 法第二十条第二号の要件への適合性

学校は、学校教育法第二条において、国、地方公共団体及び私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる規定されているため、起業者である学校法人

清風学園（昭和四十六年三月十二日佐賀県指令四十六総第六百八十七号により認可）は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

また、本件事業の施行については、同法人の理事会で承認されており、事業の施行に必要な財源についても確約されている。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

(三) 法第二十条第三号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

本件事業は、佐賀県が、佐賀市嘉瀬町地内の嘉瀬新町公民館付近から既存園舎に至る延長約一・六キロメートルの区間の県道十五中原線改良工事を施工することに伴い、既存園舎とその敷地の一部が当該工事に係る計画の支障となることから、幼稚園としての機能を回復するために園舎を本件事業の起業地へ移転させるものである。

現在、既存園舎の敷地内には園児の送迎用の駐車場がないため、保護者は、園児の送迎の際に、市道を隔てた駐車場を使用しているが、園児の歩行の安全性を考慮すると、既存園舎と同一敷地内に駐車場を整備する必要があると認められる。

さらに、既存園舎のうち、昭和四十六年に建築されたものについては、補修工事が行われているものの老朽化しており、一棟を除いた全ての棟が、昭和五十六年又は平成十二年の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の改正以前に建築されたものであるため、同法による基準を満たす耐震性が確保されていないものと判断される。

本件事業の完成により、園舎と送迎用の駐車場が同一敷地内に確保され、耐震性を満たした園舎が建築されることとなることから、園児の安全性が確保された良好な保育環境が整備されることとなるものと認めら

れる。

また、当園における三歳児の受入れが、ここ数年増加傾向となっており、現在、三歳児は定員を超えているため、三歳児用の保育室を一室増設することとしている。

さらに、給食室、食堂及び多目的施設（図書室、遊戯室）も新たに設けることとしており、これらの施設は幼児の健やかな成長に資する良好な環境を整備するために必要なものと認められる。

なお、本件事業の施行に当たっては、騒音、振動又は濁水の流出等の発生を抑えるなど周辺の環境に配慮して工事を進めることとし、園舎等からの雑排水についても、公共下水道に排水する計画であることから、周辺の環境に影響を及ぼす危険は生じない。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

#### イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び佐賀県環境影響評価条例（平成十一年佐賀県条例第二十五号）に基づく環境影響評価の対象外の事業であるが、起業者が任意で希少な動物及び植物について調査したところ、本件事業地付近には、佐賀県が発行している「レッドデータブックさが二〇一〇植物編」に準絶滅危惧種として掲載されている植物である「アサザ」が生育している可能性があることが判明した。

しかしながら、当該植物の生育環境である河川や水路は本件事業地に含まれていないことから、本件事業の施行に伴う当該植物への影響は極めて少ないと認められる。

また、本件事業区域内の土地には文化財保護法（昭和二十五年法律第

二百十四号)により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

#### ウ 代替案との比較

本件事業の起業地については、園児の送迎のための交通条件、幼稚園としての環境及び経済的合理性などを考慮して選定した三つの候補地について、社会的観点及び経済的観点から総合的に検討した結果、立地条件及び交通条件が優れており、かつ、事業費の安価な本件起業地が選定されており、その選定は適切なものと認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、事業計画についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

#### (四) 法第二十条第四号の要件への適合性

##### ア 事業を早期に施行する必要性

前記のとおり、本件事業は、佐賀県が県道十五中原線改良工事を施工することに伴い、既存園舎の移転が必要となったため計画されたものであり、当該県道改良工事の竣工予定時期に間に合うように、既存園舎敷地の一部を事業用地として佐賀県に譲渡し、明け渡す必要があることから、本件事業を早期に施行する必要性があると認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

#### 五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

佐賀市役所 都市政策課